警察情報管理システムの運用管理に関する訓令

平成２５年４月１日
本部訓令第８号

警察情報管理システムの運用管理に関する訓令を次のように定める。

警察情報管理システムの運用管理に関する訓令

（目的）

第１条　この訓令は、警察情報管理システムについて、そのシステム設計及び運用並びに維持管理に関する基本的事項を定め、もって警察業務の効率化及び高度化を図るとともに、対象業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）警察庁情報管理システム　警察庁が設置する電子計算機、サーバ等、端末装置、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を組み合わせたものをいう。

（２）千葉県警察情報管理システム　業務系システム、情報系システム、単体又は一室のみで運用されるシステム及び警察機関以外の外部と接続されたシステムをいう。

（３）業務系システム（ＣＰ－ＷＡＮ）　警察情報の管理並びに警察業務の効率化及び高度化を図るために千葉県警察が設置するサーバ等、端末装置、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

（４）情報系システム　情報の収集及び警察機関以外の外部とのデータの伝送を行うために、千葉県警察が設置するインターネットと接続したサーバ等、端末装置、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

（５）警察情報管理システム　千葉県警察情報管理システム及びこれに電子計算機接続する警察庁情報管理システムをいう。

（６）サーバ等　情報を体系的に記録し、検索し、又は編集する機能を有するサーバ及び汎用電子計算機をいう。

（７）端末装置　サーバ等にデータを入力し、又は出力するために操作する装置をいう。

（８）電子計算機接続　千葉県警察が設置するサーバ等と警察庁が設置するサーバ等を接続することをいう。

（９）端末接続　千葉県警察が設置する端末装置と警察庁が設置するサーバ等を接続することをいう。

（１０）相互接続　電子計算機接続及び端末接続をいう。

（１１）対象業務　警察情報管理システムを利用して行う情報の管理に係る業務をいう。

（１２）システム設計　対象業務を開発又は変更しようとする場合において、当該対象業務の内容を分析検討し、情報処理の手順を定め、当該情報処理を実現するために必要

な機器及びプログラムの構成を設計することをいう。
（１３）アクセス　端末装置を操作して、警察情報管理システムにデータを入力し、又は警察情報管理システムからデータを出力することをいう。
（１４）アクセス権者　アクセスを行う権限を与えられた職員をいう。
（１５）アクセス範囲　アクセス権者ごとにその者が行うことができるアクセスの範囲をいう。
（１６）照会　警察情報管理システムを構成するサーバ等に特定の事項が記録されているか否かに関する情報又は当該サーバ等に記録された事項の内容に関する情報を得るため、警察情報管理システムを利用することをいう。
（１７）入力資料　警察情報管理システムを構成するサーバ等により処理することを目的として作成した文書、図画及び電磁的記録をいう。
（１８）出力資料　警察情報管理システムを構成するサーバ等により処理された情報を記録した文書、図画及び電磁的記録をいう。
（１９）システムドキュメント　警察情報管理システムに関する次に掲げる文書、図画及び電磁的記録（作成中のものを含む。）をいう。
ア　システム仕様書
イ　システム設計書（情報の処理の手順並びに機器及びプログラムの構成の概要の記録をいう。）
ウ　プログラム仕様書（情報処理の手順の概要の記録をいう。）
エ　プログラムリスト
オ　操作指示書（システムの維持管理に伴う機器の設定方法等を説明した記録をいう。）
（２０）取扱説明書　警察情報管理システムを利用する者が対象業務を行う上で参照する機器の操作の方法を説明した記録をいう。
（留意事項）
第３条　警察情報管理システムの設計、運用及び維持管理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
（１）事務能率の増進に寄与するため、各部門の業務について警察情報管理システムの活用を図ること。
（２）関係部門相互の協力体制を確保し、警察情報管理システムの円滑な運用に努めること。
（３）警察情報管理システムの利用実態を把握するとともに、有効性の向上と安全性の確保に努めること。
（システム総括責任者）
第４条　県本部にシステム総括責任者を置き、総務部長をもって充てる。
２　システム総括責任者は、警察情報管理システムの運用及びシステム設計並びに維持管理に関する事務を総括する。
（システム責任者）
第５条　県本部にシステム責任者を置き、総務部情報管理課長をもって充てる。
２　システム責任者は、システム総括責任者の命を受け、対象業務の開発並びに警察情報

管理システムの適正かつ効率的な運用及び維持管理に関する事務を処理するものとする。

（運用主管課長）

第６条　対象業務の運用を主管する県本部所属長（以下「運用主管課長」という。）は、次の各号に掲げる事務を行う。

（１）所管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。

（２）所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。

（３）その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

（対象業務に係る検討事項）

第７条　警察情報管理システムの設計を行おうとする場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項について検討しなければならない。

（１）対象業務を開発し、又は変更する必要性に関する事項

（２）対象業務の実施による警察事務全般への影響に関する事項

（３）システム設計及び対象業務の実施に必要な人員、組織及び経費に関する事項

（４）対象業務の実施に当たり必要な安全性の確保に関する事項

（５）その他対象業務の実施に関する事項

（システム設計の基本原則）

第８条　システム設計に当たっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）情報処理の正確性及び適時性の確保に関する事項

（２）障害時の復旧対策、アクセス統制等の安全性の確保に関する事項

（３）関連業務との整合性に関する事項

（対象業務の管理）

第９条　運用主管課長は、所管する対象業務を適正かつ円滑に行うために対象業務の実施方法の策定、周知その他の必要な措置を講じなければならない。

（アクセスを行う権限の付与等）

第１０条　システム総括責任者は、対象業務の目的に応じて必要と認める範囲でアクセス権限を付与するものとする。

２　システム総括責任者は、アクセス権者が警察情報管理システムの情報セキュリティを損なわせる行為を行っていること又は対象業務の目的以外の目的で不正に警察情報管理システムを利用していることを認めた場合は、当該アクセス権者に対し、警察情報管理システムの利用を制限することができる。

（不正なアクセスの禁止）

第１１条　アクセス権者以外の者は、アクセスをしてはならない。

２　アクセス権者は、対象業務の目的以外の目的でアクセスをしてはならない。

（不正な照会等の禁止）

第１２条　照会者は、対象業務の目的以外の目的で照会をしてはならない。

２　照会者は、照会により得た情報を対象業務の目的以外の目的で利用し、又は提供してはならない。

（入力資料等の不正交付の禁止等）

第１３条　入力資料及び出力資料は、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、又

は遺棄し、若しくは毀損してはならない。
２　入力資料及び出力資料は、これを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。
（取扱説明書の取扱い）
第１４条　取扱説明書は、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、又は遺棄し、若しくは毀損してはならない。
２　取扱説明書は、これを亡失しないよう適切に管理しなければならない。
（適切な維持管理のための措置）
第１５条　システム総括責任者は、警察情報管理システムが適切に維持管理されるよう必要な措置を講じなければならない。
（設備等の維持管理）
第１６条　警察情報管理システムを構成するサーバ等及びこれに附帯する電源設備等（以下「設備等」という。）は、次の各号に掲げるところにより、これを適切に維持管理しなければならない。
（１）設備等の保守・点検の方法を定めること。
（２）設備等の重要度に応じて、予備機器の整備等に努めること。
（３）保安装置の整備等安全性の確保に努めること。
（電気通信回線の管理）
第１７条　システム総括責任者は、電気通信回線からの不正侵入及びデータの不正入手の防止に努めなければならない。
（システムドキュメント及びプログラムの取扱い）
第１８条　システムドキュメント及びプログラムは、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、又はこれを遺棄し、若しくは毀損してはならない。
２　システムドキュメント及びプログラムは、これを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。
（事故発生時の措置）
第１９条　システム総括責任者は、警察情報管理システムに関する事故が発生した場合において執るべき措置を定め、これを関係職員に周知しなければならない。
２　システム総括責任者は、警察情報管理システムに関する事故が発生した場合には、速やかにその状況及び原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。
（業務の委託）
第２０条　警察情報管理システムに関する業務の職員以外の者への委託に当たっては、その安全性を確保するために必要な措置を講じなければならない。
（教養）
第２１条　システム総括責任者は、関係職員に対して、警察情報管理システムによる処理に係る情報の適正な取扱いについての教養を行うものとする。
（情報管理業務監査）
第２２条　システム総括責任者は、警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するとともに、警察情報管理システムの安全性について総合的に評価するため、情報管理業務監査を行うものとする。
附　則

（施行期日）

1　この訓令は、公布の日から施行する。

（千葉県警察情報管理システムの運用に関する訓令の廃止）

2　千葉県警察情報管理システムの運用に関する訓令（平成２０年本部訓令第１４号）は、廃止する。